

令和 6 年 (2024 年) 3 月 22 日
 社会福祉審議会
 児童福祉専門分科会資料
 青少年若者課

子ども・若者育成支援センターの愛称決定について（報告）

1 報告趣旨

子ども・若者育成支援センターの愛称が公募により決定したため報告する。

2 報告内容

- (1) 決定した愛称 はちビバ
- (2) 使用例 はちビバ浅川、はちビバ松が谷鹿島分館
- (3) 使用開始日 令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日

3 決定理由

八王子の「遊び場、居場所」とイタリア語などで「生きていることを祝う」といった意味の言葉「viva (ビバ)」を組み合わせたもので、「八王子の子ども・若者の生き方を尊重し、その成長をまちのみんなで喜び合えるように」といった願いや、「子どもの遊び場、居場所、活動の場になってほしい」という想いを込められる愛称になるため。

4 愛称の募集及び選定経過

(1) 応募数

489 件（令和 5 年 11 月 15 日～12 月 5 日にWEB 及び各施設にて受付）

(2) 選定方法

公募の中学生～20 歳代の子ども・若者 11 名が、応募案の中から 12 件の候補を選定後、市長及び子ども・若者が出席した会議にて「はちビバ」に決定した。

5 周知方法

広報はちおうじ 4 月 1 日号、市のホームページ、各子ども・若者育成支援センターのお知らせチラシ等により周知予定



第4期 八王子市地域福祉計画

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

令和6年(2024年)3月



第4期八王子市地域福祉計画(以下「第4期計画」といいます。)は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。また、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」を上位計画とする福祉の分野別計画であり、かつ、高齢、障害、子どもの各対象者別計画の上位計画に位置付けられており、地域福祉の推進に関する対象者別計画の分野横断的な施策を示しています。

八王子未来デザイン 2040

分野横断的な施策

第4期八王子市地域福祉計画

高齢者計画・
第9期介護保険事業計画

障害者計画・
第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

子ども・若者育成支援計画

地域福祉計画(社会福祉協議会)

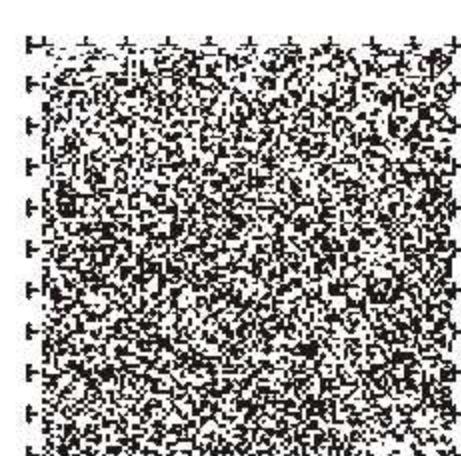
健康医療計画

生活困窮者自立支援方策
成年後見制度利用促進計画
重層的支援体制整備事業実施計画

対象者別の施策・事業

産業イノベーションプラン 地域防災計画 その他の関連計画
教育振興基本計画 交通マスタープラン

※第4期計画は、厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成26年3月27日社援発0327第13号)」に基づく「生活困窮者自立支援方策」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しています。



1 地域共生社会を目指して

地域共生社会とは、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、よりよい地域を一体となって創っていく社会のことです。

この新たな社会をつくっていく事業として、八王子市では、令和3年(2021年)4月から「重層的支援体制整備事業」を実施し、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別に設置されている個々の相談窓口だけでは対応できない“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応するための「包括的な支援体制」を、地域の方々や福祉の支援機関と一緒につくっています。

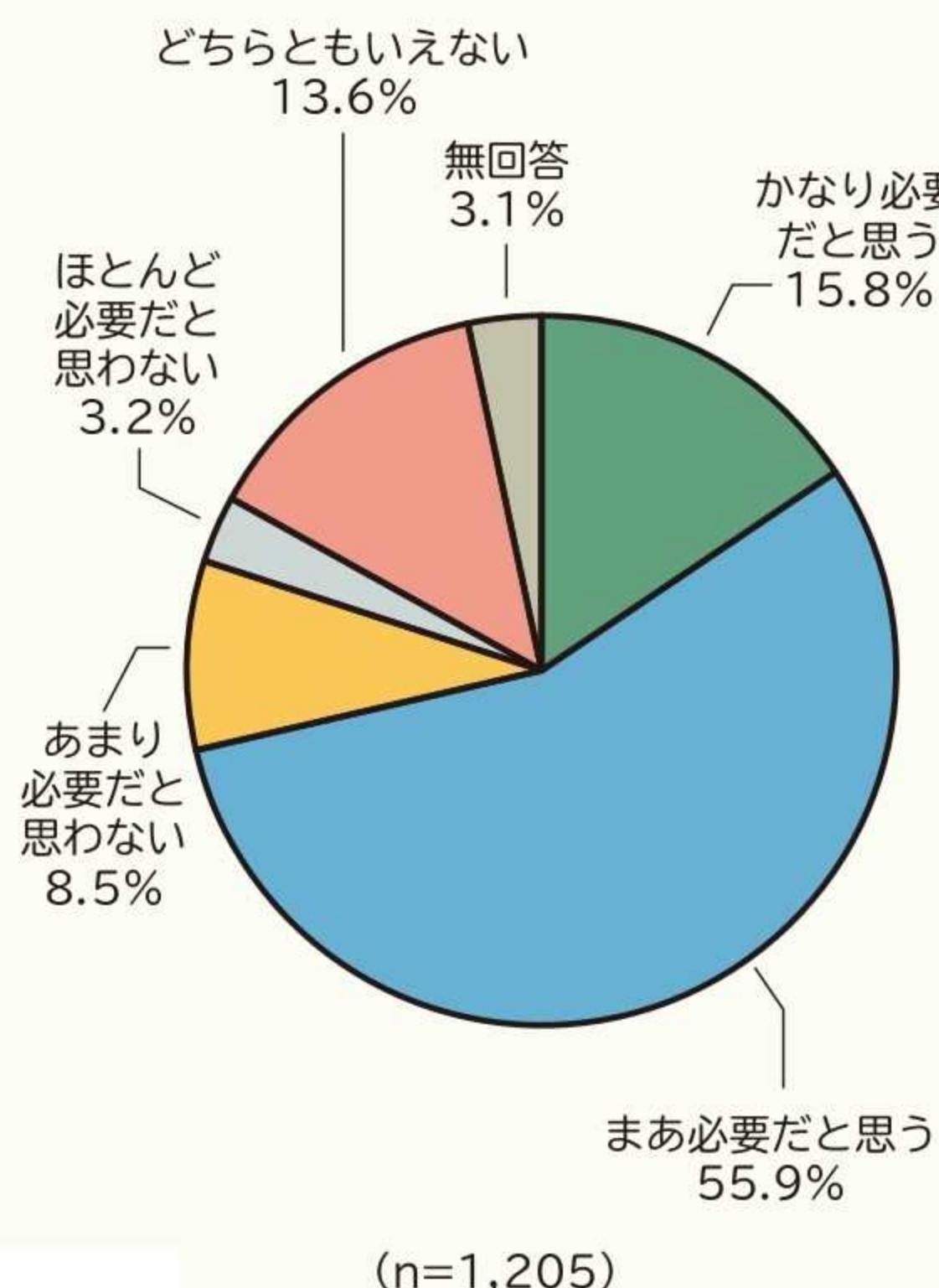
また、どこに相談すればよいかわからない地域住民の「困りごと」を受付け、本人や地域の方々と共に問題解決に取り組む「八王子まるごとサポートセンター(以下「はちまるサポート」といいます。)」を設置し、地域の身近な相談窓口として、地域福祉の専門職であるコミュニティソーシャルワーカーが、様々な暮らしの困りごとの解決を図っています。

2 計画策定の背景(市の現状)

意識調査からわかったこと

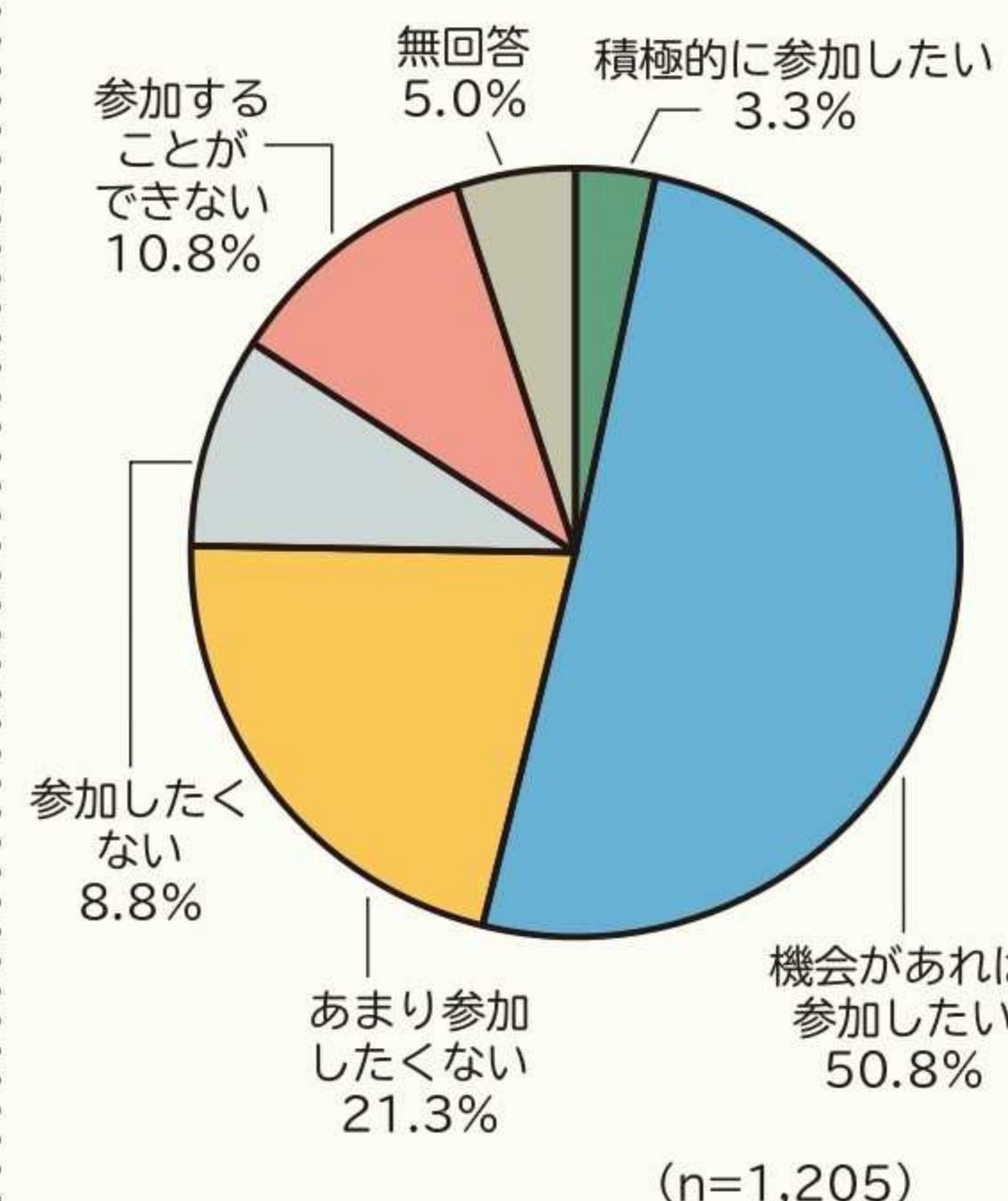
調査結果

- 人とひと、人と社会とのつながりが希薄化しています。新型コロナウィルス感染症等の影響により、4人に1人が「他人との関係が希薄になった」と感じています。
- ライフスタイルの変化に伴い、地域課題や生活ニーズへの対応が難しい問題が増えています。約7割の市民が住民相互の協力関係の必要性を感じています。



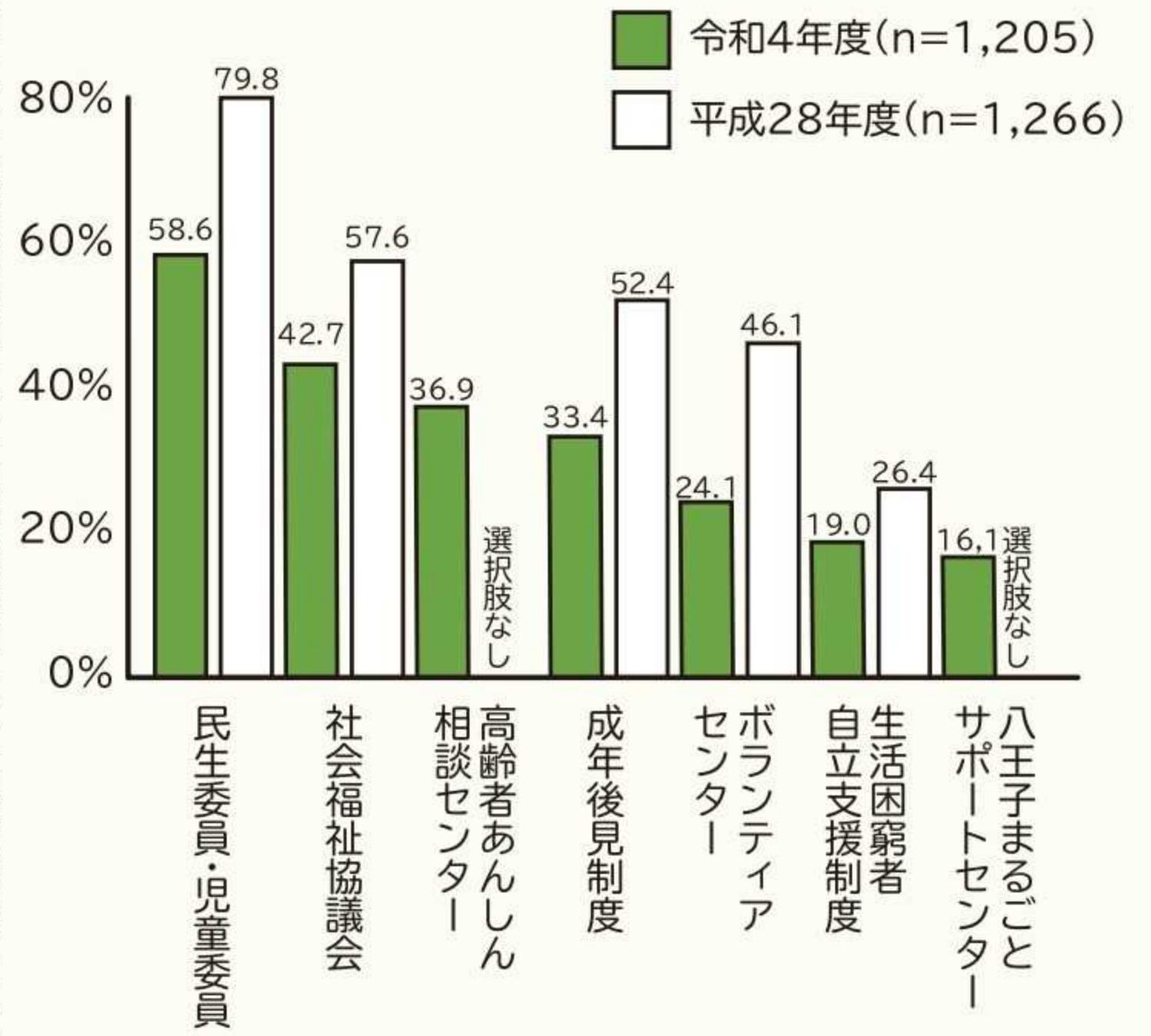
住民相互の協力関係の必要性

- 住民ボランティアや地域活動の担い手や専門職が不足しています。
- 深刻化予防に向けた福祉と医療分野との連携による支援体制の充実が必要です。
- 福祉関係機関の支援範囲を理解しあう機会や関係性を強める場が不足しています。
- 地域での見守りや助け合い、高齢者支援の充実等が必要とされています。

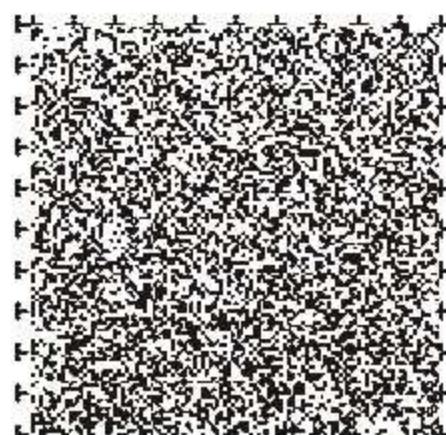


今後の地域活動への参加

- 福祉の相談窓口やサービスの認知度が低下しています。
- 暮らし方の多様化や、地域生活課題の複雑化・複合化により、ひとつの福祉関係機関では対応が難しい問題が増えています。
- 市の福祉に関する相談窓口が増えたことにより、福祉関係機関同士の“つながり”を強めることが求められています。



福祉にかかわる制度や言葉の中で知っているもの





3 基本目標・目指す姿とキーワード

第4期計画では、増加が見込まれる複雑化・複合化する地域生活課題に対応できるよう、新たに“つながる”という視点を加え、人や地域、情報や福祉サービスなど、一人ひとりの暮らしの中で必要とする様々なモノに“つながる”ための施策を推進していきます。

基本目標

**だれもが、地域の中で、共に支えあい、
安心して、元気で生き生きと暮らすことができるまちづくり**

めざす姿

“市民力・地域力”地域におけるつながりあい

キーワード



知ること、出会うことを通じて、様々な「つながり」を「新たに生み出す」「より強くしていく」ことに着目し、「つながる」を計画の中心となるキーワードとします。

多様な“つながる”で充実する「地域福祉」

つながる地域でつなげる未来

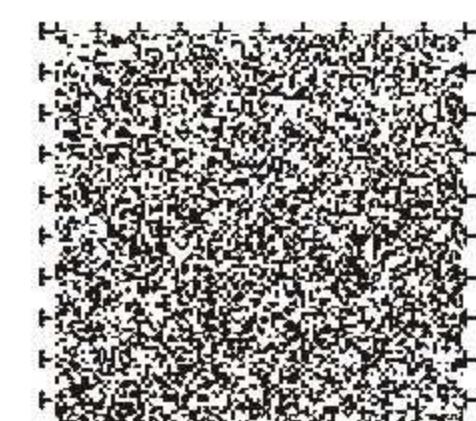
4 計画のテーマ

「地域」「人材」「(福祉)サービス」の視点から、それぞれで“つながる”をより意識した施策を展開していくため、「地域のつながり」「人材のつながり」「サービスのつながり」の3つのテーマを設定しています。

テーマ① 地域のつながり(地域福祉を推進するしくみの充実)

テーマ② 人材のつながり(福祉人材の確保・充実・育成)

テーマ③ サービスのつながり(福祉サービスの充実)

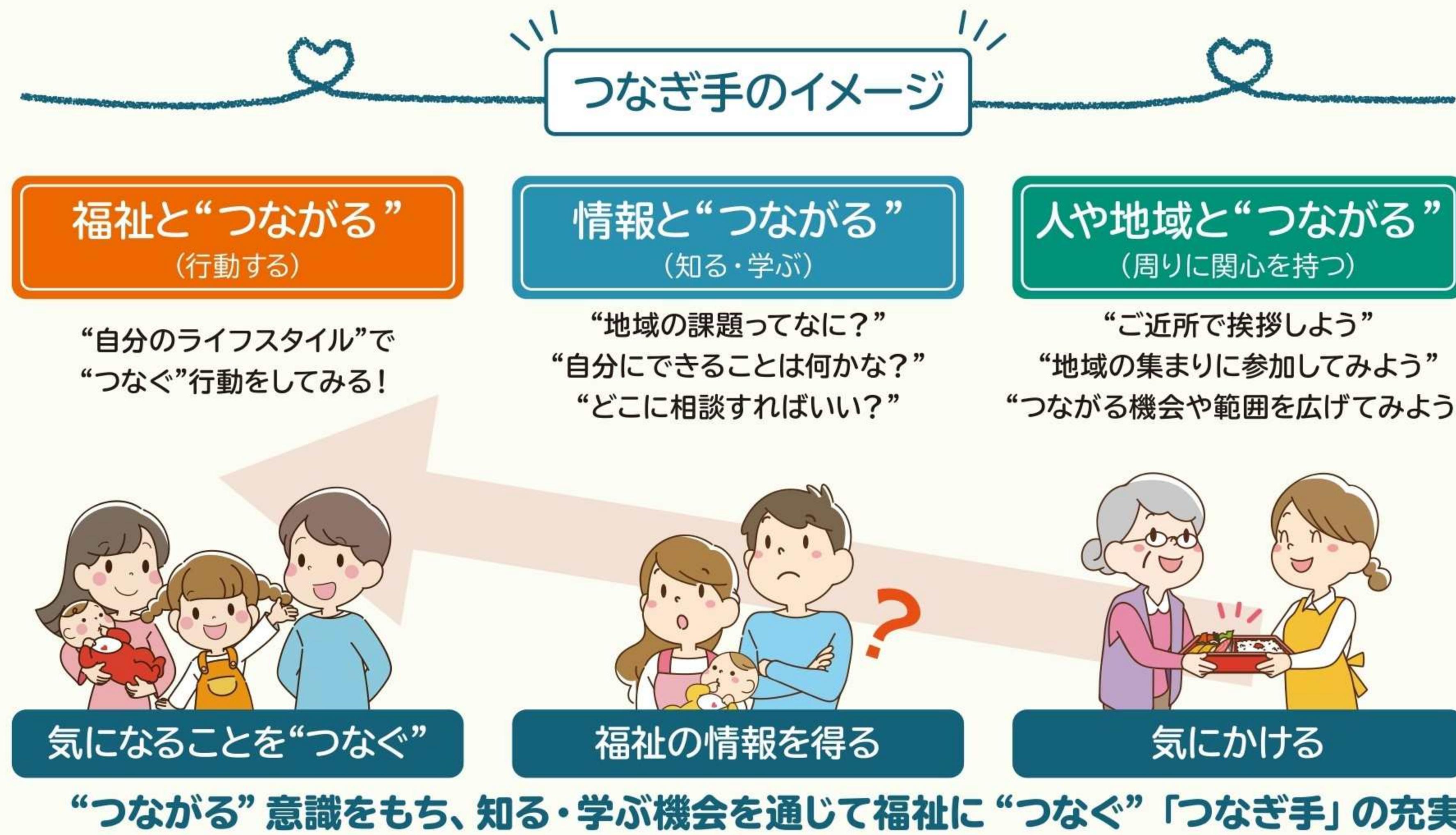




5 計画の特長

(1)自分らしく社会(地域や人)とつながる“つなぎ手”

一人ひとりが社会とつながることで、隣人の孤独・孤立の解消や異変の察知など、福祉的な効果も期待できます。日常生活の中で地域や人とゆるやかに“つながる”地域住民を、新たに「つなぎ手」と呼称し、誰でもできる地域福祉を充実します。



(2)重層的支援体制整備事業の深化・推進

■第4期計画における「重層的支援体制整備事業」の推進視点

地域生活課題の深刻化予防に向けた早期把握と支援への“つなぎ”

主な取組内容

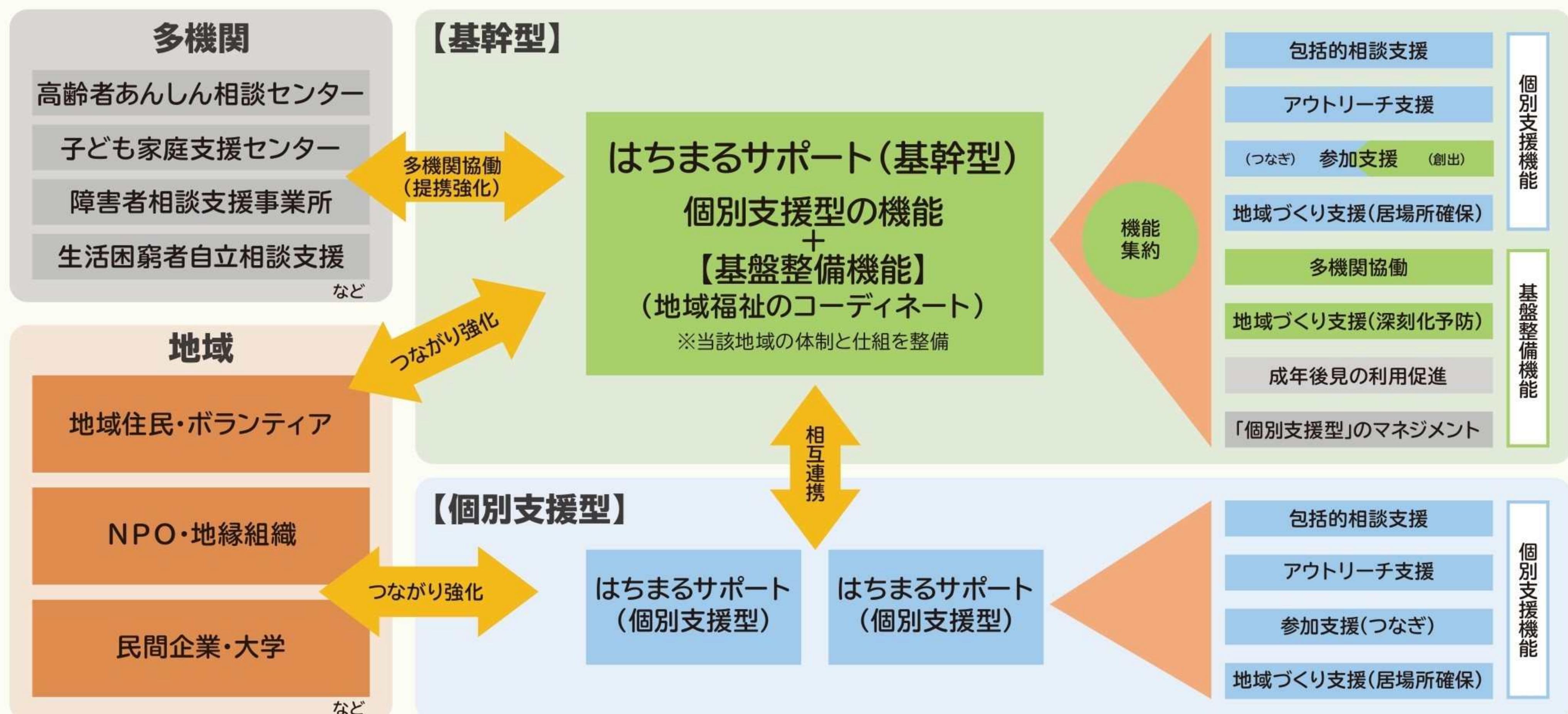
- はちまるサポートの機能強化（「基幹型はちまるサポート」の設置等）
- 包括的な支援体制の充実に向けた多機関との連携強化（多機関協働事業の充実）
- 早期発見・早期支援に向けたアウトリーチ支援の強化

はちまるサポートの機能強化

地域福祉の基盤を充実するため、新たに以下の①から③の機能をもつ「基幹型はちまるサポート」を市内6地域に設置し、地域と多機関とのつながりを強め、地域福祉を推進します。

- ①様々な福祉の関係機関との“つながり”を強化し、複雑化・複合化する地域生活課題に、連携して早期対応できる体制づくり
- ②地域との“つながり”を強化し、市民力・地域力を活かした地域生活課題の深刻化予防に向けた居場所や学ぶ機会等の場づくり
- ③福祉を必要とする人が、サービスや地域活動等の支援と“つながり”やすくなる取組やしくみづくり

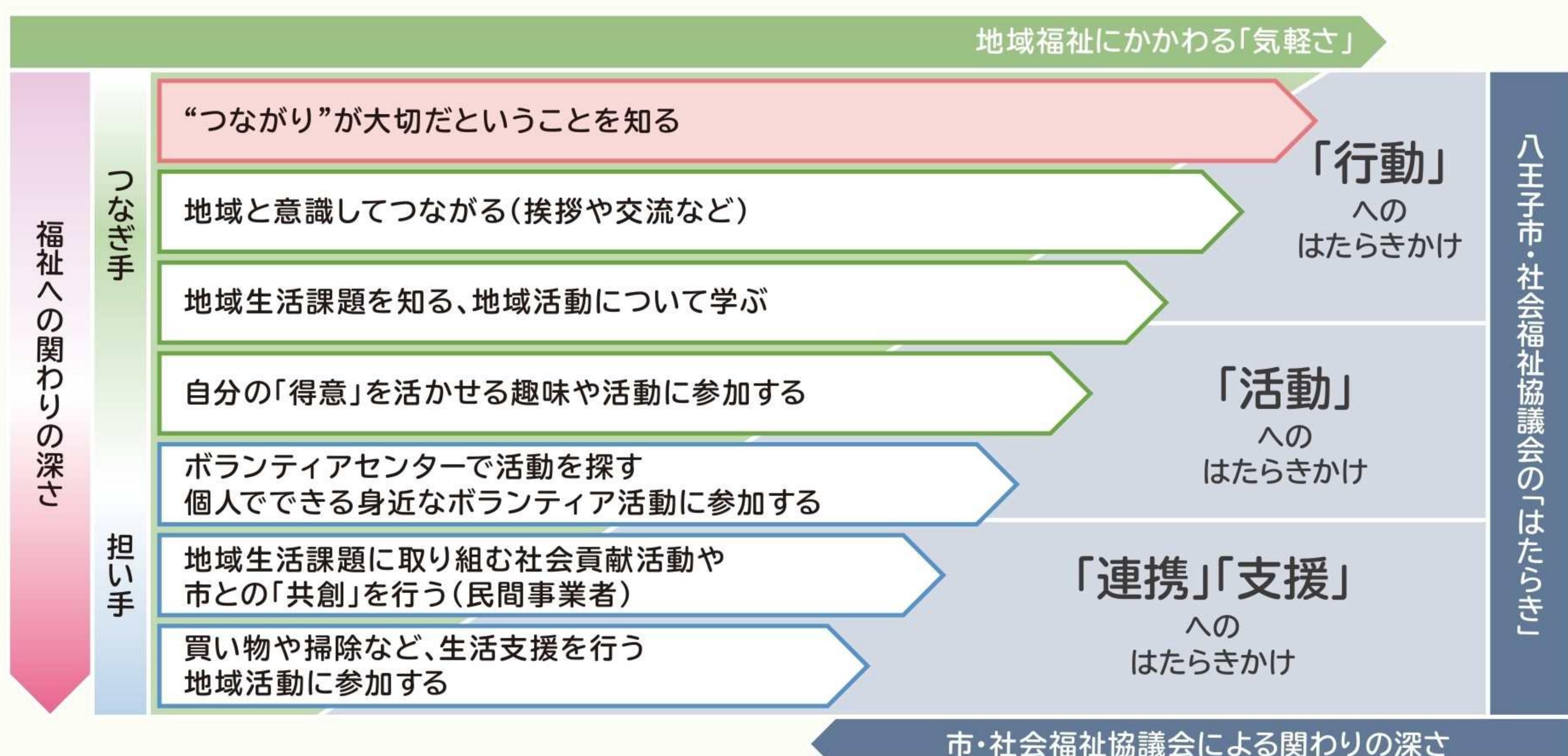




地域福祉に参画する様々な「主体」の「期待される行動」を施策ごとに示します。
また、様々な「主体」による「期待される行動」が生み出されるよう、市と社会福祉協議会が「車の両輪」となって行う様々な「はたらき」も示します。

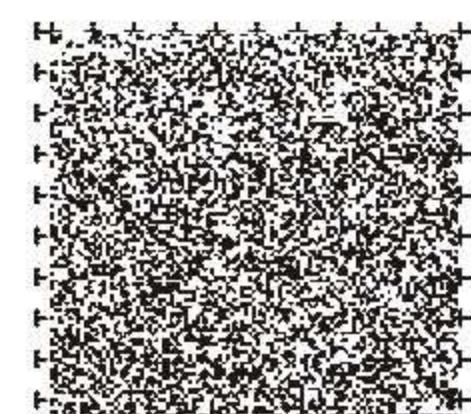
主体ごとの「期待される行動」を示すイメージ

「自分らしく」日常で福祉を担う

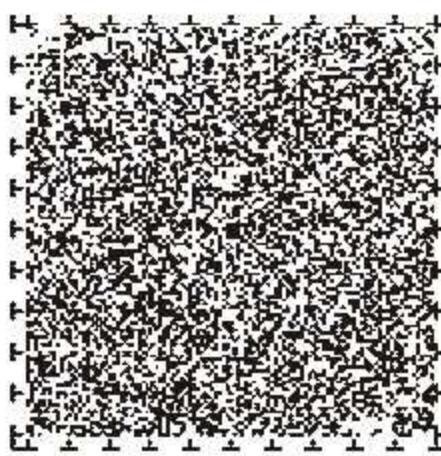
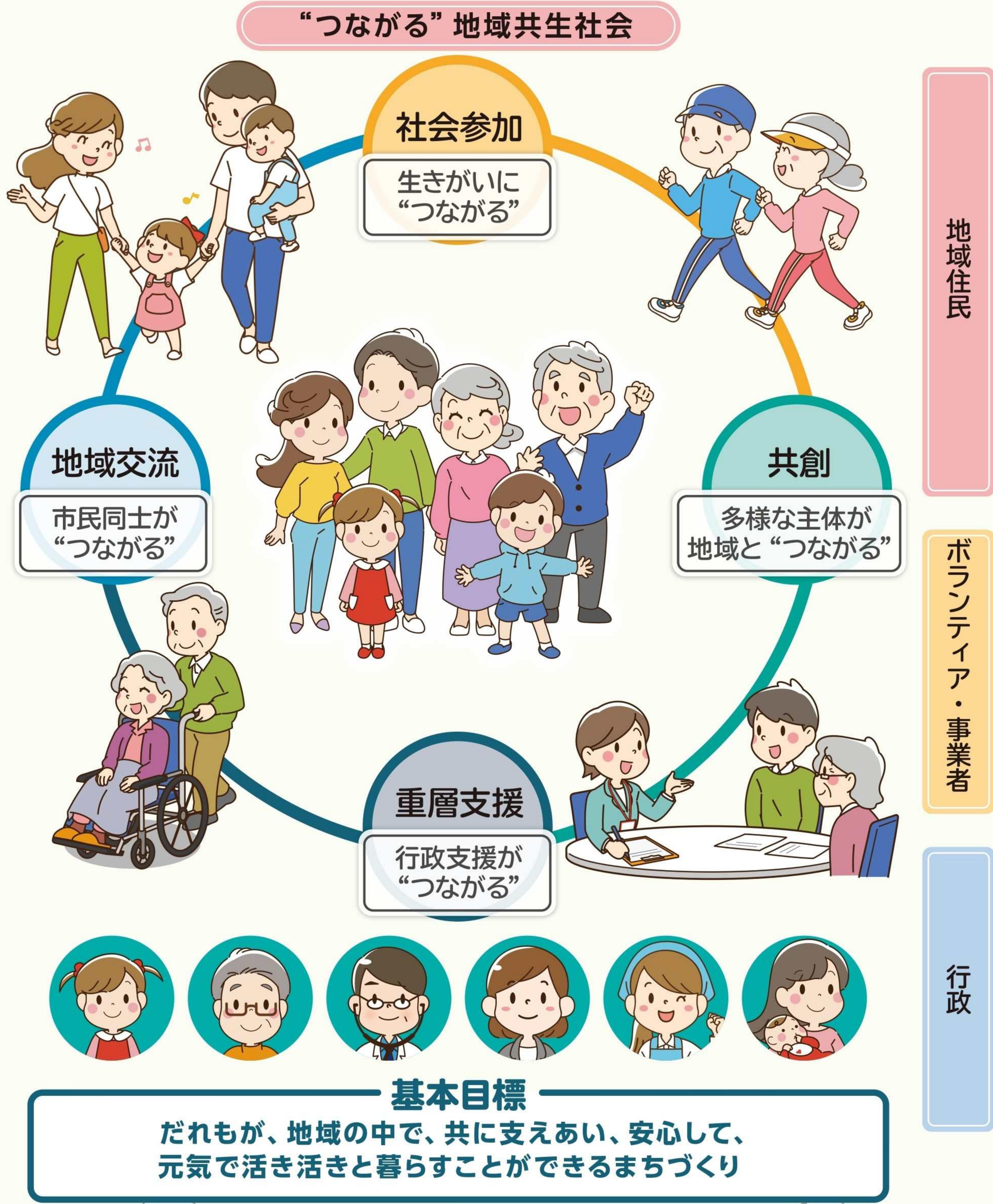


(4) 福祉サービス等の認知度向上を目指した「周知目標」

各施策を推進するために周知が必要な情報や福祉サービスを項目として抽出し、「認知度」を周知目標として設定します。これにより、必要な人に計画的かつ効果的に福祉サービスなどの情報を届けていくことを意識します。

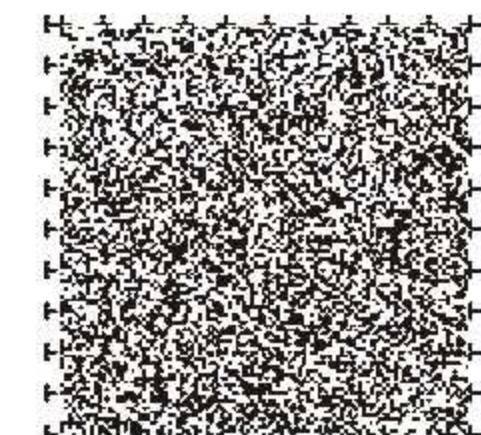


6 施策展開



7 施策の体系図

テーマ		施策		施策の推進視点	
① 地域のつながり	地域福祉を推進する しくみの充実	1-1	誰もが地域の 力になれる しくみづくり	視点1	一人ひとりの暮らしを支える 身近な助け合いの充実
		1-2	福祉や健康づくりが 日常になる 環境づくり	視点2	暮らしやすい地域を みんなで支える体制づくり
② 人材のつながり	人材の育成・支援・活用	2-1	福祉関係者などとの 連携強化と新たな 担い手づくり	視点1	福祉関係者や専門職との 連携強化
		2-2	様々な専門職との 連携と包括的な 支援体制の強化	視点2	新たな「担い手」 「つなぎ手」の確保
③ サービスのつながり	福祉サービスの充実	3-1	一人ひとりに 知りたい情報が届く しくみの充実	視点1	必要なサービス情報を効果的に 届ける計画的な情報提供
		3-2	隙間のない サービス提供と 効果的な サービス運用体制の 充実	視点2	包括的な相談支援体制の充実
				視点3	民間事業者や社会福祉法人による 多様なサービスの充実
					人材と財源を有効活用する効果的 的なサービスの運用



8 主な施策目標

テーマ	指標		
	項目	現状値	目標値
メイン目標	総合的な暮らしやすさ (暮らしの満足度)	59.9%	65.0%
① 地域のつながり	「つながる」ことの効果や重要性	新規	新規取得値の 向上
	地域に人とひととのつながりがある まちと感じている市民の割合	28.4%	60.0%
② 人材のつながり	福祉関係者の重層的支援体制整備事業の 認知度	88.7%	95.0%
	多機関と連携できる体制があると 感じている福祉関係機関の割合	70.5%	90.0%
③ サービスのつながり	はちまるサポートの認知度	11.4%	50.0%
	福祉サービスや制度のしくみの わかりやすさ	9.3%	30.0%

9 計画の推進

第4期計画では、これまで地域福祉を推進する主体として活動してきたボランティアや福祉関係者、専門職に加え、福祉についてあまり考える機会のなかった地域住民や民間事業者などの多様な主体も“つながり”を意識し、一緒に地域福祉を進めていくことから、評価については一人ひとりの「意識」や「行動」の変化を指標としています。

計画の推進にあたっては、市の関係部署や多様な支援機関が参画する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」を新たな計画推進のプラットフォームに位置づけ、分野横断的な連携を強めて各施策を円滑に推進するとともに、八王子市社会福祉審議会とも情報共有を図りながら、その進捗状況や効果等についても適切に評価していきます。



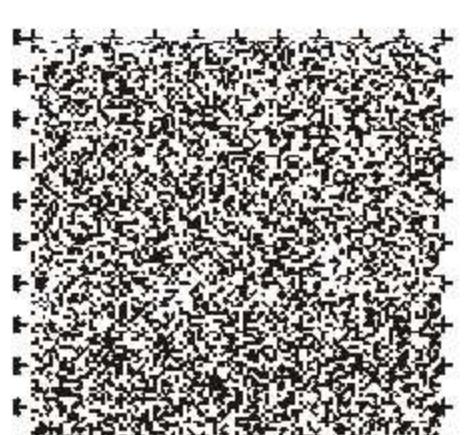
[発行] 八王子市 福祉部福祉政策課

[所在地] 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

[電話] 042-626-3111(代表)
042-620-7241(直通)

[メール] b440100@city.hachioji.tokyo.jp

「第4期八王子市地域福祉計画」の
本編及び概要版は、下の二次元
コードからご覧いただけます。



令和6年(2024年)3月22日

八王子市長 初宿 和夫 様

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
児童福祉施設等認可部会 部会長 石田健太郎

乳幼児期の教育・保育に関する方針について(答申案)

八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等認可部会あてに、下記事項について諮詢を受けました。以来、わたしたちは、約8か月間、計8回にわたって、諮詢の背景にある国の子ども施策の動向や少子化・共働き世帯の今後の推移、本市の乳幼児期における教育・保育の状況について情報収集を行い、集中的かつ慎重に審議を重ねてきました。このたび、私たちは、別添のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

記

1 訒問及び答申事項

乳幼児期の教育・保育に関する方針について

乳幼児期の教育・保育に関する方針について(答申案)

- 八王子市の子どもを取り巻く環境は、少子化の進展や共働き世帯の増加、待機児童の偏在といった様々な要因に影響を受けながら、今後も変化していくことが見込まれます。そのため、将来の変化を見据えた乳幼児期における教育・保育に関する方針の策定は、「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」の実現のために、欠かせない重要な取り組みの一つと言えます。
- これまで本市の乳幼児期における教育・保育に関する中心的な社会課題の一つであった「働きながら子育てできる環境の整備」については、教育・保育施設の整備を進めることで一定の成果(保育所の待機児童問題の解消)を得ることができました。
また、希望するすべての家庭が、安心して子どもを預けて働くことができるよう、多様な教育・保育(一時保育、病児・病後児保育、夜間保育に加えて、医療的ケア児の受け入れなど)の提供にも取り組んできたところです。
- その一方で、本市の中心市街地やニュータウン、山地や丘陵地など、それぞれの顔をもつ市域ごとに、保育ニーズは異なっています。そのため、地域ごとの潜在的な保育ニーズに留意しながら、今後も待機児童が生じないよう、教育・保育施設における量の見込みを把握し、提供量(定員)の確保に努めてください。
また、教育・保育施設は、妊娠、出産、育児を通して、保護者の支援を行う施設であるとともに、今後ますます増えていくであろう「共働き・共育て」を支える、地域社会になくてはならない公共的な社会基盤(インフラストラクチャー、社会資源、拠点)です。子どもを育てることによる「諦め」を強いいることがないよう、保護者の就労形態や就労状況に関わらず入園でき、教育・保育を子どもに提供すること(保護者が子育てしながら安心して働くことができる労働環境の整備)ができるように努めてください。
- 多様な教育・保育の提供にあたっては、つぎの点に留意してください。

① 地域のサステナビリティ

将来世代に負担を残さない持続可能な発展のために、提供量の適切な管理・調整に努めてください。民間の教育・保育施設による提供量(定員設定など)については、適切な管理・調整を行うための公正な基準を検討してください。その際には、事業者の意向を踏まえつつ、市域の実情に応じて、柔軟に定員変更を行うことができるよう努めてください。

また、公立保育園による提供量(定員設定など)については、これまで市域の実情に応じて、定員の縮小を行ってきたところです。しかし、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを園の先生や多様な仲間との関係の中で積み重ねていくことで見られるようになる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育むためには、次の段階に進む必要があります。公立保育園の再編を進めるための慎重な検討を実施してください。

再編にあたっては、乳幼児期の教育・保育から、小学校教育への滑らかなつながりが、重要です。そのためには、令和4年(2022年)12月に策定された「市立小・中学校再編基本方針」でも挙げられている、施設の老朽化に応じた整備方法を検討するとともに、地域の拠点づくりや各種公共施設との複合化といった点を考慮し、取り組んでください。また、教育委員会との十分に統合された取り組みや幼児教育・保育センターの機能を十全に発揮し幼児教育推進体制の強化のため、幼児教育・保育アドバイザーを統括・支援するための、幼児教育担当を配置することが適当です。

② 「こどもまんなか」のデザイン思考

児童虐待防止など、様々な教育・保育の課題について、子どもの視点や子育てをしている人の目線で解決し、より良い状態に変えるため、民間の教育・保育施設との共創的な取り組みの支援に努めてください。その際には、教育・保育施設の在籍児童数や空き定員の状況を踏まえ、事業者と行政、市民が対話を通して共に考え、創造していく姿勢をこれまで通り継続してください。

新たに創造される具体的な取り組みとしては、空きスペースを活用した、こども誰でも通園制度や未就園の子ども・保護者などのための地域における居場所づくり、児童発達支援事業、放課後児童クラブの実施など、「地域における公益的な取り組み」を前提とした多機能化を挙げができるでしょう。

また、本市で育つすべての子どもが、将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすことができるよう、市は、教育・保育施設(独自の魅力ある保育を行う小規模保育や病児・病後時保育、夜間保育、医療的ケア児の保育などの取り組みを含む)が安定的に存続できるよう、必要な支援を行うことに努めてください。

なお、子ども一人ひとりの発達や家庭の状況にふさわしい選択の機会を確保するため、市や事業者は、教育・保育施設に関する情報(保育見学や保育参加を含む)について、ホームページやデータベースを活用し、わかりやすく情報提供するとともに積極的な情報発信に努めてください。

③ 未来をひらく良質な教育・保育

これまで本市では、公立保育園における教育・保育の質の向上に取り組むため「乳幼児すくすくぐいドライ（八王子市乳幼児期の教育・保育の質に関する指針）」を策定するとともに、「子どもと保育者との関係性の中で、子ども自身が主体として豊かに生きていくことを支える環境や経験」を質の具体的な内容として、その実施に取り組んできました。

また、「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」や「園

「外活動交通安全ハンドブック」を独自に定めることで、教育・保育施設における重篤な事故を未然に防ぐための取り組みを行ってきました。このほかにも園内での不適切な保育（性暴力を含む）の発生防止や家庭における不適切な養育（疑いを含む）があった場合についても、市内の教育・保育施設における支援手順と介入基準を統一することで、すべての子どもが、自然と共生した安全で快適な環境において、安心して健やかに成長することができるよう、市全体における乳幼児期の教育・保育の質の向上により一層取り組むことが、必要です。

教育・保育の質の向上を図る上では、現場で働く職員が、安心して働き続けることができる労働環境が、何より重要となります。処遇改善はもちろん、休憩時間や保育の準備時間、研修時間などに充てることができるノンコンタクトタイムの確保等の適切な労務管理を行うことができるよう、国や東京都を上回る職員配置や設備運営基準を定めるよう努めてください。こうした、教育・保育の質の向上のためには、保育の見える化とスマート化（園運営や事務負担の軽減、事故やトラブルを未然に防ぐためのAIやIoT、スマートセンシング機器、映像データの活用など）に取り組むことも大切です。

なお、公立保育園の再編にあたっては、これら「質」の視点から求められるプラットフォームビルダーとしての役割にも十分留意する必要があります。さらに、教育委員会や幼児教育・保育センター、児童発達支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター等と連携して、相談支援やソーシャルワーク機能、アウトリーチ機能などを充実できるよう、努めてください。

すでに取り組まれている幼児教育・保育アドバイザーや巡回発達相談支援員については、一人ひとりの子どもの発達に即した支援や保護者に寄り添った支援を行うため、巡回の頻度を増加できるような体制の確保（児童発達支援センターの機能強化や発達支援にかかる専門性の強化）を行うよう努めてください。

最後に、本市における未来をひらく良質な教育・保育の質の保証ための手立てとしての公開保育や映像を活用した保育のふりかえりを、すべての教育・保育施設が実施できるよう、市は、必要な措置を行うとともに支援を行ってください。これらの実施に際しては、優劣を決めたり、ランクを付けたりするような「評価」の視点ではなく、保育の中で幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について検討し、自らが取り組む日々の保育を、よりよいものに改善するための手掛けりとしての「評価」という視点が、大切です。各園の方針を尊重し、保育者同士の交流や研修、小学校の教師との交流や研修、地域住民との交流促進など、相互理解や学び合いを通した教育・保育の質の保証とその向上を図ることで、本市のすべての子どものウェルビーイングを実現することを願います。

- 以上、地域全体で子育てを支えるとともに、切れ目のない質の高い教育を通して、未来を担う子どもの「生きる力」を育むことや、多様な学びの機会を創出し、誰もが働きやすく、社会参加できる環境を整えることで、一人ひとりの「自己実現力」を育むという、「未来の八王子」の姿に向け、今の私たちが、未来のみんなが心の豊かさを感じられるよう、力を合わせて取り組んでいくために、上記のとおり乳幼児期の教育・保育に関する方針を定めます。

本答申について、市は十分検討の上、活用されるとともに、当部会の考えを尊重されるよう期待します。

<参考資料>

- ・ 八王子市「八王子未来デザイン2040(八王子市基本構想・基本計画)」
- ・ 八王子市「ビジョンすくすくなくてくはちおうじ(八王子市子ども・若者育成支援計画)」
- ・ 八王子市「乳幼児すくすくなくてくガイドライン」
- ・ 八王子市「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」
- ・ 八王子市「園外活動交通安全ハンドブック」
- ・ 八王子市「八王子市教育・保育施設における誤嚥事故検証報告書」
- ・ 八王子市「市立小・中学校再編基本方針」
- ・ 八王子市「保・幼・小連携の推進に関するガイドライン」
- ・ 八王子市「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」
- ・ こども家庭庁「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書」
- ・ こども家庭庁こども家庭審議会「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等」
- ・ こども家庭庁こども家庭審議会「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」
- ・ こども家庭庁こども家庭審議会「こども大綱」
- ・ 文部科学省「幼稚園教育要領」
- ・ 厚生労働省「保育所保育指針」
- ・ 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
- ・ 文部科学省「指導と評価に生かす記録」
- ・ 文部科学省「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」
- ・ 文部科学省「幼児理解に基づいた評価」
- ・ 厚生労働省「子どもを中心に保育の実践を考える」
- ・ 厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」

<附属資料>

- ・ 委員名簿
- ・ 審議経過
- ・ 基礎データ資料(地域別教育・保育施設の状況)
- ・ 用語集

次期子ども・若者育成支援計画の概要

令和 6 年（2024 年）3 月 22 日
令和 5 年度第 6 回児童福祉専門分科会

1 現行計画の成果や課題

(1)社会情勢の変化

社会情勢の変化による課題	<ol style="list-style-type: none">感染症等の流行時や災害時にもつながり続ける施設運営や支援方法人口減少(労働力の減少)・少子化の進展 ⇒経済・社会機能維持の危機DXの推進・マイナンバーカードの普及による利便性の向上と活用の拡大ヤングケアラーの認知度向上とニーズに合わせた支援増加する不登校児への対応
新たな法律や法改正 国や都の動きなど	<p>令和4年6月 児童福祉法の改正(国)</p> <p>令和5年4月 こども基本法の施行・こども家庭庁の発足(国)</p> <p>令和5年10月 第二子以降の0～2歳児の保育料無償化(都)</p> <p>令和5年12月 こども未来戦略の策定(国)</p> <p>令和6年2月 こども未来アクション2024の策定(都)</p>

→国や東京都は、「こどもまんなか社会」や「チルドレンファースト」の社会の実現を掲げ、こども政策の強化・加速化を展開

1 現行計画の概要

(2) 現行計画の主な成果

指標	策定時 (平成30年度)	中間目標値 (令和4年度)	現状値 (令和4年度)
保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日」の実施率	71.9%	80.0%	82.2%
赤ちゃん訪問事業の訪問率	93.9%	95.0%	101.2%※
学童保育所の待機児童数	215人	22人	0人
子ども食堂などの実施する団体数	21団体	30団体	43団体
児童扶養手当受給者のうち、養育費を受け取っている割合	15.8%	16.2%	20.3%
「若者なんでも相談窓口」における利用件数	(開設前)	1,000件	2,706件

※転入者等のため、訪問数が出生数を上回ったことにより100%を超えてる。

(主な成果)

- ・令和2年7月 若者総合相談センターの開設
- ・令和2年10月 幼児教育・保育センターの設置
- ・令和4年5月 子どもの生活実態調査の実施
- ・令和5年4月 高校生世代等への医療費助成の開始
- ・令和5年10月 児童館を子ども・若者育成支援センターへ改正

1 現行計画の概要

(3) 現行計画の主な課題

指標	策定時 (平成30年度)	中間目標値 (令和4年度)	現状値 (令和4年度)
保育所待機児童の数	26人	0人	17人
妊婦面談実施率	79.9%	95%以上	88.1%
子ども家庭支援ネットワーク 中学校区分科会の開催校数	35校	全37校	34校
巡回発達相談の実施件数	300件	322件	289件
八王子若者サポートステーション 進路決定者数	42人	60人	38人



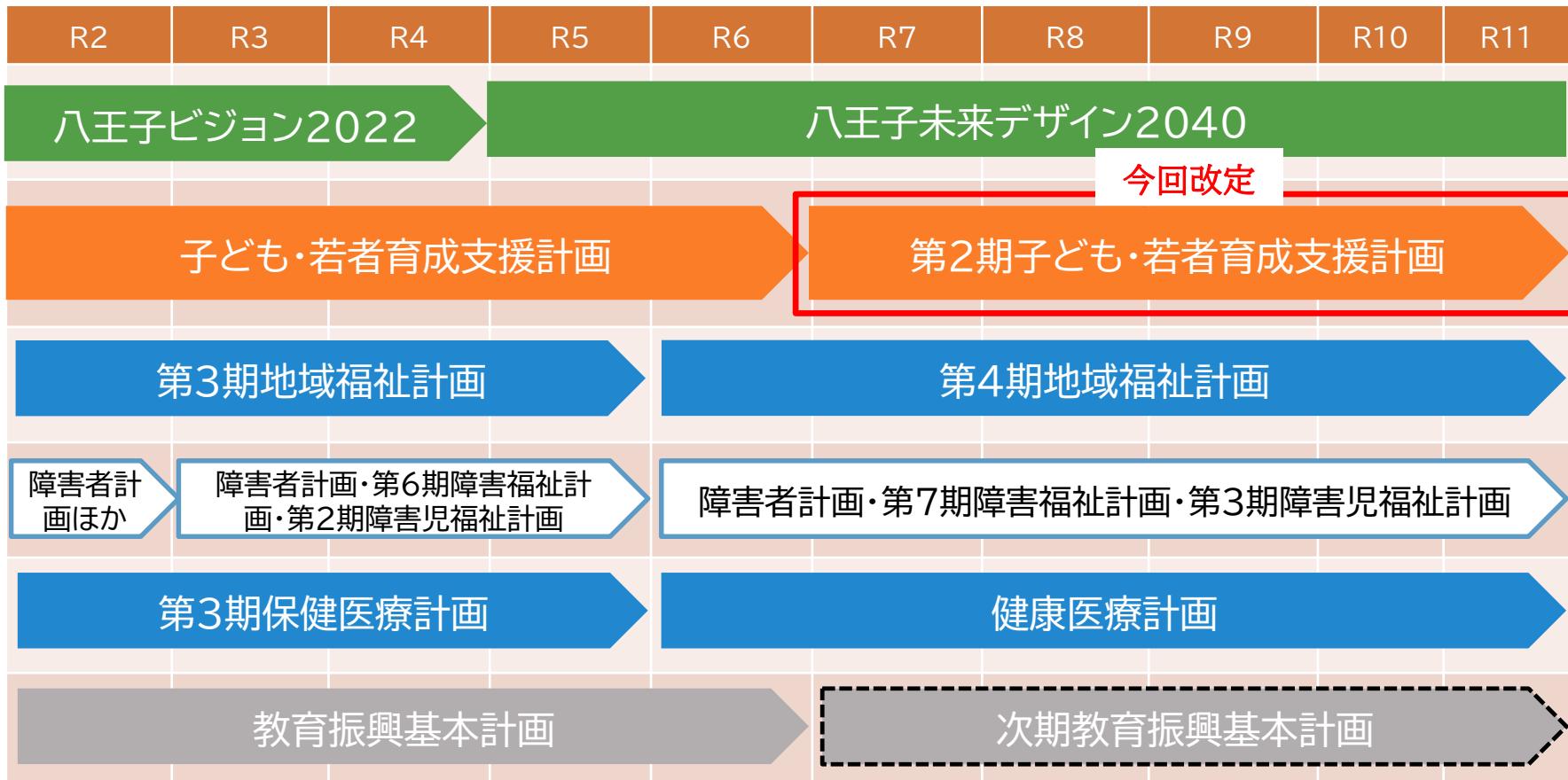
(課題) ※児童福祉専門分科会からの意見も含む

- ・コロナ禍により、施設や支援の利用控えがあり、制度の再構築が必要に。
- ・人口減少に伴う労働力不足により適切な支援体制を組めなかった。
- ・市内各地域でも人口増減に差があり、保育所待機児童も偏在している。
- ・マイナンバーカードの活用を始めとしたDXの推進による利便性の向上。
- ・ヤングケアラーの顕在化や不登校児の増加など、新たな課題への対応。

2 基本的な考え方

(1) 計画期間

令和7年度(2024年度)～11年度(2028年度)の5年間



2 基本的な考え方

(2) 計画改定の基本的な考え方

ア 現行計画の基本理念を継承する

- これまでの理念や取組は、こども基本法や上位計画(八王子未来デザイン2040、第4期地域福祉計画)の方向性と一致しているため、継承しつつ、上位計画の重点テーマやキーワード等の視点を取り入れ、さらに発展させる。

八王子未来デザイン2040

【重点テーマ】
未来の主役づくり
未来のつながりづくり
未来に続く都市づくり

第4期地域福祉計画

【キーワード】
つながる地域で つなげる未来

現行計画の基本理念

みんなで育てる みんなが育つ
わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ

【これまでの理念の思い】
市全体・地域全体で
子ども・若者を育てることで、
家庭も地域も一緒に
育っていく

2 基本的な考え方

(2) 計画改定の基本的な考え方

イ 包含する計画の追加・修正等

- 改定する計画は、こども基本法に対応した「市町村こども計画」に位置付ける。
- これまで包含していた母子保健計画を、新たに規定された成育基本法に基づく「成育医療等に関する計画」(母子保健、子ども・若者に関する部分)に変更する。

※子ども・若者育成支援計画では主に母子保健及び子ども・若者の成育医療に関する事項を、健康医療計画の第5章では全体的な事項を示している。

- 次世代育成対策推進法が令和7年度末に失効予定であるため、国の動向を注視する。延長される場合は、計画に包含する。
※現時点で国の対応は未定。

参考1 包含する計画

計画名	概要	対象	根拠法等
こども計画【★】	国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、こども施策について定めた総合的・一体的な計画。	こども（心身の発達の過程にある者）	こども基本法
子ども・子育て支援事業計画	計画期間（5年間）における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。【法定計画】	子ども・子育て家庭	子ども・子育て支援法
ひとり親家庭自立促進計画	ひとり親家庭の生活の安定と向上のための施策を総合的かつ計画的に展開するための計画。	ひとり親家庭	母子及び父子並びに寡婦福祉法
成育医療等*に関する計画【★】 (母子保健、子ども・若者に関する部分)	必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する計画。 ※成育課程：おとなになるまでの一連の成長過程	成育課程にあるものとその家庭、及び妊産婦	成育基本法

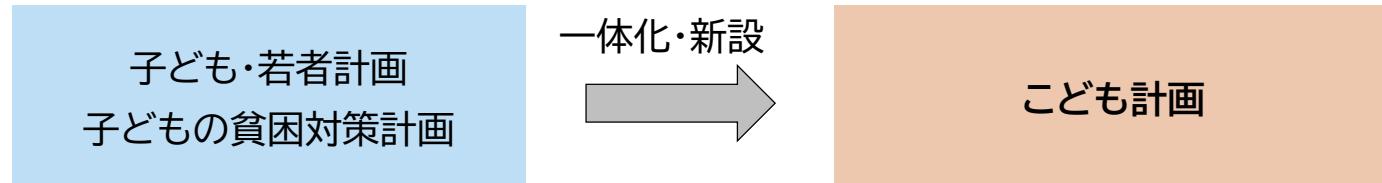
【★】今回新たに包含する計画

*「成育医療等」とは、妊娠、出産、育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療、保健、これらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。

参考2 包含する計画に関する変更点①

こども計画

「子ども・若者計画」と「子どもの貧困対策計画」に記載されている事項は、新たに規定された「こども計画」と一体として作成することができることとなった。



計画名	概要	対象	根拠法
こども計画	国のことども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、こども施策について定めた総合的・一体的な計画。	こども（心身の発達の過程にある者）	こども基本法
子ども・若者計画	子ども・若者の健やかな成長と自立を目指し、施策を総合的・体系的に推進することを目的にした計画。	子ども・若者	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策を総合的に推進する計画。	貧困の状況にある子ども・子育て家庭	子どもの貧困対策の推進に関する法律

参考2 包含する計画に関する変更点②

次世代育成法に基づく市町村行動計画

根拠法である「次世代育成支援対策推進法(期限法)」が、令和7年(2025年)3月31日で失効予定であるが、期限延長等の情報について、国の動向を注視していく。
※現時点で国の対応は未定。

母子保健計画を成育医療等に関する計画(母子保健、子ども・若者に関する部分)に変更

母子保健を含む成育医療等の提供に関する施策については、健康医療計画と本計画により実施する。両計画は緊密な連携により事業や施策の整合を図る。

計画名	概要	対象	根拠法等
市町村行動計画	次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画。	子ども・子育て家庭	次世代育成支援対策推進法
母子保健計画	地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策を推進する計画。	妊娠婦と乳幼児	健やか親子21
成育医療等に関する計画(母子保健、子ども・若者分野)	必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する計画。 ※成育課程:おとなになるまでの一連の成長過程	成育課程にある者及びその保護者並びに妊娠婦	成育基本法

※本計画と健康医療計画の第5章に示している。

参考3 包含する計画と法律等の関係

八王子市子ども・若者育成支援計画

- こども計画【一体化・新】
- 子ども・子育て支援事業計画
- ひとり親家庭自立促進計画
- 成育医療等に関する計画【新】
(母子保健、子ども・若者に関する部分)

←
勘案・対応

国の法律等

- こども基本法
- 子ども若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 子ども・子育て支援法
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法
- 成育基本法

←
勘案・対応

東京都の条例や計画

- 東京都こども基本条例
- 東京都子ども・子育て支援総合計画
- 東京都子供・若者計画

2 基本的な考え方

(2) 計画改定の基本的な考え方

ウ 基本的な方向性

社会情勢による主な課題

- ・人口減少(労働力の減少)、少子化の進展
- ・DXの推進、マイナンバーカードの普及による利便性の向上と活用の拡大 など

八王子市の主な課題

- ・市内各地域でも人口増減に差があり、保育所待機児童も偏在
- ・顕在化したヤングケアラーや不登校児の増加など、新たな課題への対応 など



「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」を実現するため、子ども・若者に関する市の方向性を示す。

方向性

- 子ども・若者の意見を聴き、施策に反映する仕組みづくり。
- コロナ禍による格差の拡大を受け、子どもたちの体験の場の充実や情報が行きにくい家庭への情報発信を充実させる。
- 幼児教育・保育施設の定員の適正化とともに、多様な保育ニーズや子どもたちの特性に応じた幼児教育・保育施設の質の向上に取り組む。
- 母子保健と児童福祉の一体的なサポートを目指したこども家庭センターの設置により、児童虐待の予防的支援の強化と早期発見・早期対応を進める。
- つながりの希薄化による若者の孤立や孤独に対する支援の強化。

DX
の
推
進

2 基本的な考え方

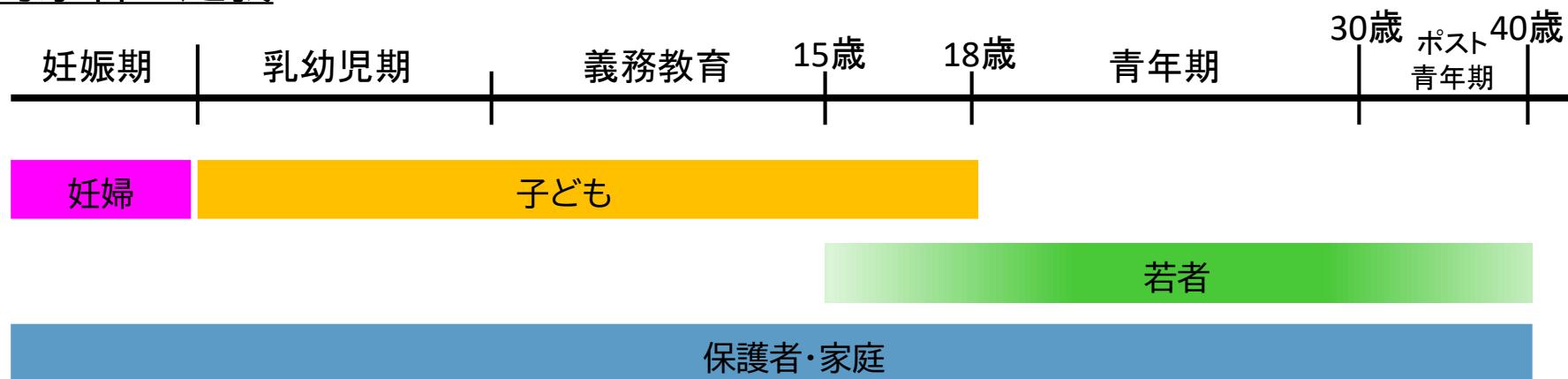
(2) 計画改定の基本的な考え方

工 計画の対象範囲

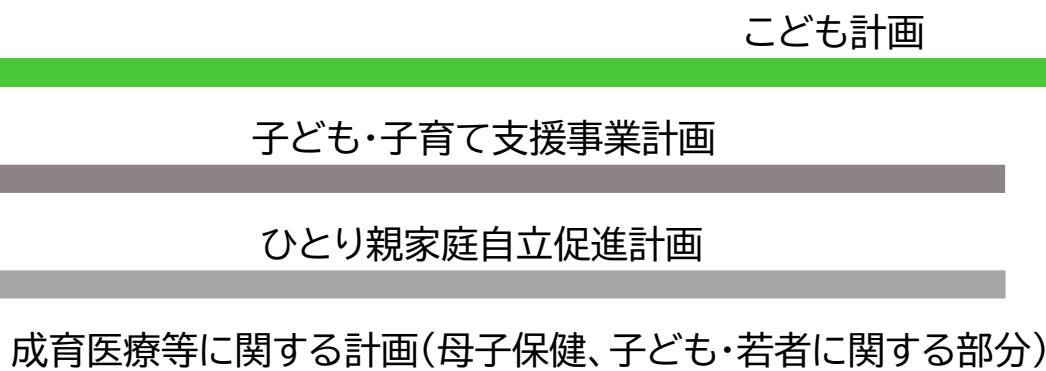
- これまで取り組んできた切れ目ない支援を継続するため、引き続き0～30歳未満の子ども・若者と妊婦、及びその家庭を対象とした計画とする。
- 就労支援についてもこれまでどおり40歳未満を対象とする。

参考4 対象者の定義と各計画の対象範囲

対象者の定義

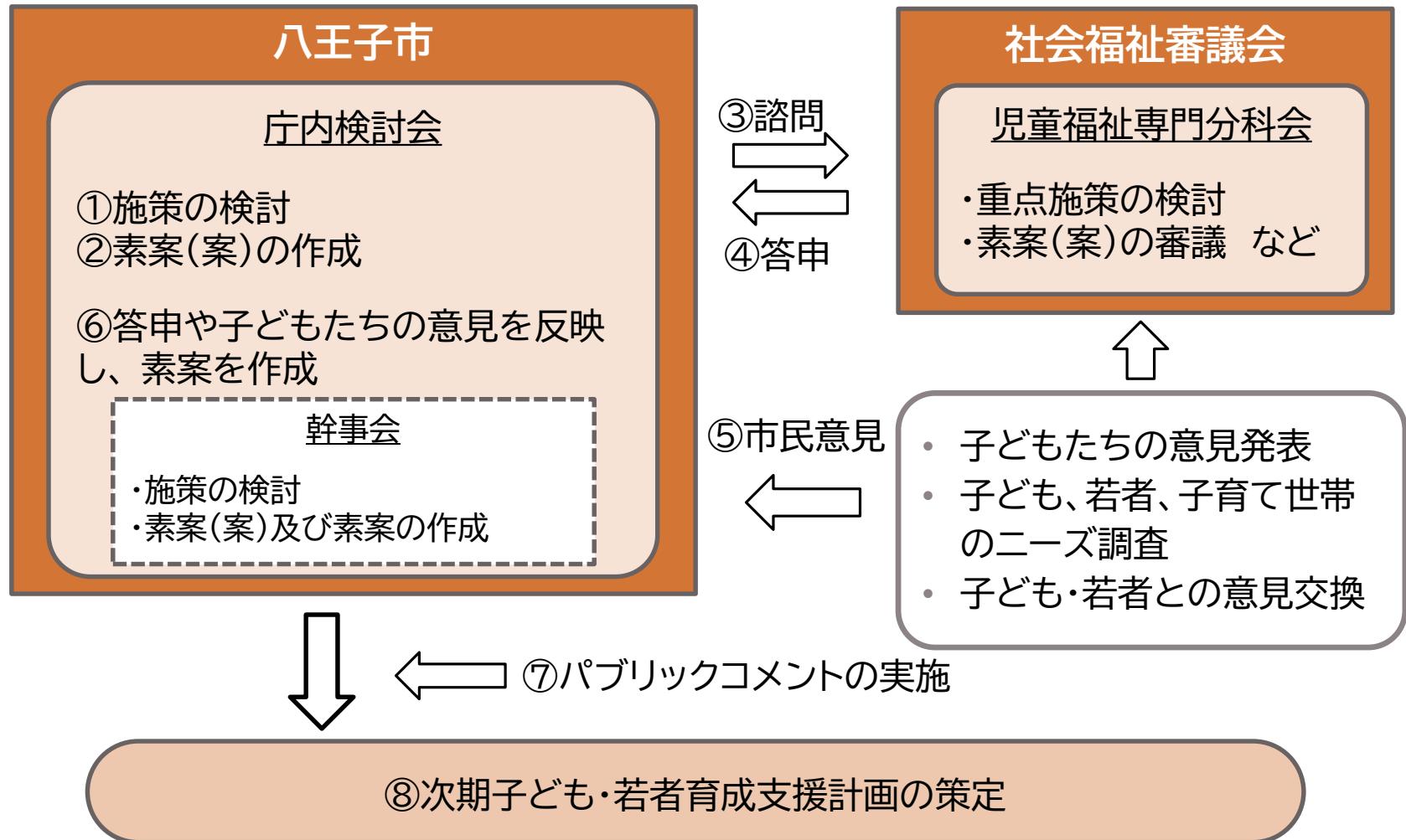


各計画の対象範囲



2 基本的な考え方

(3)策定体制



2 基本的な考え方

(4)策定スケジュール



資料5 次期計画策定のスケジュール（予定）

開催日	予定会議	会議室	時間	主な議題
4月26日（金）	社福審全体会	議会棟3階 全員協議会室	午後1時30分 ～2時30分	委員の委嘱式
	第1回分科会	802会議室	午後2時30分 ～4時30分	会長・副会長の選任、オリエンテーションなど
5月17日（金）	第2回分科会	801会議室	午後3時30分 ～5時30分	令和5年度実績及び現行計画の点検・評価 (基本方針4・1)
5月31日（金）	第3回分科会	801会議室	午後3時30分 ～5時30分	令和5年度実績及び現行計画の点検・評価 (基本方針2・3・5)
6月21日（金）	第4回分科会	802会議室	午後3時30分 ～5時30分	令和5年度実績及び現行計画の点検・評価 (評価欄の確認、事業計画の確認)
8月2日（金）	第5回分科会	801会議室	午後3時30分 ～5時30分	次期計画の検討（理念・目標、施策体系、量の見込み）
8月30日（金）	第6回分科会	801会議室	午後2時～4時	次期計画の検討（施策検討①）
9月13日（金）	第7回分科会	801会議室	午後3時30分 ～5時30分	次期計画の検討（施策検討②）
10月4日（金）	第8回分科会	801会議室	午後3時30分 ～5時30分	次期計画策定に向けた意見のとりまとめ

※認可部会は別途設定

資料6 次期計画の重点ポイント(前回会議意見)

計画全体に関する意見

キーワード	「こどもまんなか社会」の実現、夢と希望を持てる社会、すべての子ども・若者を対象に、多様な意見の反映、現行計画からの継続性
意見	<ul style="list-style-type: none"> ● こども基本法が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に期待。 ● ボール遊びができる場のルール作り、子どもの遊び場、プレーパーク、居場所の充実など、子ども中心の社会になっていくと良い。 ● 多様性を受容できる社会、学校、地域づくりを進め、子どもたちが夢と希望を持てる社会になってほしい。 ● 子ども・若者が対象となる計画だが、特に子ども部分を焦点に、支援の視点に寄り過ぎず、健全育成の視点を持ってほしい。 ● 困難を抱える人だけではなく、すべての子ども・若者をサポートしていくけるような視点を持ってほしい。 ● 改定のプロセスに多くの方に参加してほしい。様々な意見を取り入れてほしい。 ● 現行計画で未達成の施策は、課題として引き継いでほしい。 ● 計画は広範な事業が対象となるが、子ども家庭部が司令塔して取りまとめていくことに期待。

※子ども・若者を一体として捉えるため、若者に関する意見は基本方針5に分けず、基本方針1～4に割り振っています。

基本方針1 ミライを担う子どもの育成に関する意見

キーワード	子ども・若者の参画、保育従事者の確保、子どもの居場所の充実、
意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの子どもが参加できるよう、子ども・若者の発達段階に応じた意見表明の機会を作ってほしい。 ● 次の分科会の委員や計画の策定にも若者が参加してほしい。 ● 保育従事者の労働環境の改善、配置基準の改善を通して、幼児教育・保育の質の向上を目指してほしい。 ● 空き教室や空き家を活用するなど、子ども・若者育成支援センターを増やし、子どもの居場所を充実してほしい。

基本方針2 子どもを育む家庭への支援に関する意見

キーワード	妊産婦のケア、学童保育の充実、多様な保育ニーズへの対応、長時間労働の是正、幼児教育・保育施設の活用
意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦の健康、特に精神的なケアを重視してほしい。 ● 学童保育所の高学年受け入れを進めてほしい。特に長期休暇時はニーズがあると感じている。 ● 乳幼児期の保護者は孤独を感じやすい。誰でも通園制度など、気軽に子どもを預けることができる制度に期待。 ● 保護者の長時間労働の是正が必要。 ● 少子化が進み、廃園する施設も出てくる。インフラとして、保育施設の活用を進めてほしい。

基本方針3 子ども・子育てをみんなで支えるまちづくりに関する意見

キーワード	官民連携の推進、地域での子育て支援、情報発信の強化
意見	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民連携を進め、地域で子育てをしていくことが重要。 ● 子育て応援企業など、事業者との連携も深めていってほしい。 ● 親子どちらにとっても、地域の人との交流が支えになる。地域で子育てを喜び合える、支え合える環境づくりが重要。 ● 多世代交流、ファミサポ、地域で子育てを喜び合える、支え合える環境づくりが重要。 ● 地域の役割などを記載し、(総合経営部で取り組む)地域づくりの観点を持って策定してほしい。 ● 子供会や地域の清掃デーなど、既存の活動とも連携を。 ● 子育て支援情報の周知力強化が必要。 ● 様々ある子育て支援情報について、もっと周知が必要。子育て世帯の転入者増にもつながる。

基本方針4 配慮が必要な子どもと家庭への支援に関する意見

キーワード	インクルーシブの推進、障害児支援の充実、生活困窮世帯への支援、不登校児支援、ヤングケラー支援
意見	<ul style="list-style-type: none">● インクルーシブ教育の一層の推進。● 障害児と保護者の支援が必要。巡回発達相談の体制強化を。● 障害児支援については、福祉部(障害者福祉課)とさらなる連携強化に取り組んでほしい。● 子ども食堂などでは、真に困っている人への支援が行えるようになってほしい。● 生活に困っている人ほど支援情報が届きにくいため、周知の強化を。● 増加する不登校児への支援が必要。● ヤングケアラーの支援体制を構築してほしい。